

改正宅地建物取引業法に対応した 『既存住宅状況調査技術者講習』のご案内



■登録講習機関：(公社)日本建築士会連合会

■実施協力：(一社)北海道建築士会

■改正宅建業法の重要事項説明の既存住宅状況調査をするには、この講習会を修了し、登録されることが必要です。

『既存住宅状況調査』は 新たな建築士業務です！

■平成 28 年 6 月に宅地建物取引業法が一部改正され、平成 30 年 4 月から
既存住宅の売買時に・・・「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。

■そして、既存住宅状況調査の実施は・・・
登録機関の講習を修了した『建築士』のみに認められており、建築士の新たな業務として期待されております。



■受講料

- ◇新規講習／ 郵送 21,600 円(税込)、Web 21,060 円(税込) *送料・修了証明書交付費用・登録料を含む。
- ◇移行講習／ 郵送 17,280 円(税込)、Web 16,740 円(税込) *送料・修了証明書交付費用・登録料を含む。

■受講時間

- ◇新規講習／ 9:40～17:30 講義1(*2時間)+講義2(*3時間)+修了考査(*50分)
- ◇移行講習／ 13:00～17:30 講義1(*1時間)+講義2(*2時間)+修了考査(*50分)

■開催地(定員)・開催日

◇新規講習／ 札幌市(80名)【9月25日(月)】 北海道第2水産ビル 8階A会議室
(札幌市中央区北3条西7丁目)

◇移行講習／ 札幌市(30名)【9月14日(木)】 大五ビル 2階会議室 (札幌市中央区大通西5丁目11番地)

*移行講習とは、1人1ヶ所の講習を昨年まで受講して当該機関に登録されている方で有効期限が切れていない「建築士」を対象として実施する講習で新規講習より、講習時間が短縮され講習料も安くなります。

▼申込方法 「日本建築士会連合会」のホームページをご確認ください。 <http://www.kenchikushikai.or.jp>

WEBでお申込みの場合

申込ページにて必要事項を入力し送信

受講料を金融機関へ振込み (振込手数料は申込者様のご負担となります)

日本建築士会連合会より受講票を郵送またはメール送信

郵送でお申込みの場合

申込書をダウンロードし必要事項を記入

受講料の払込証明書を添付し、日本建築士会連合会へ郵送 (郵送料は申込者様のご負担となります)

▼お問い合わせ

公益社団法人 日本建築士会連合会 既存住宅状況調査技術者講習実施本部 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 TEL 03-3456-2061